

令和2年度 中小企業等外国出願支援事業募集要項 (中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金)

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター

1 事業目的

(公財)岐阜県産業経済振興センター(以下「センター」という。)では、県内中小企業者等の海外展開に向けた支援の一環として、基礎となる国内出願(特許、実用新案、意匠、商標)と同内容の外国出願にかかる費用の半額を助成します。

2 補助対象企業

外国出願を予定しており、以下の(1)から(3)までの要件をすべて満たす企業等

(1) 岐阜県内に本社を置く中小企業者等又はそれらの中小企業者等で構成されるグループ

※いわゆる「みなし大企業」については、本事業の対象となりません。

※事業協同組合、商工会、商工会議所、NPO法人において、地域団体商標の出願を行う場合は対象となります。

(2) 補助金交付を受けるにあたり、国内弁理士等の協力を受けられること(国内弁理士等に依頼しない場合は、依頼する場合と同等の書類(間接補助金交付の必要書類)を自らの責任でセンター宛てに提出できること。)

(3) 補助事業完了後の状況調査に対し、積極的に協力すること。

【中小企業者等の定義】

中小企業者等とは、以下のいずれかに該当する者であって、「みなし大企業」ではないこと。

(1) 岐阜県内に主たる事業所を有し、中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項第1号から第3号に規定する中小企業者

(2) 複数の企業で構成されるグループであって、岐阜県内に事業所を有する中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営むもの

(3) 岐阜県内において業を行う事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所、NPO法人(特定非営利活動法人)であって、地域団体商標の出願を行う団体

※中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号に規定する中小企業者

製造業、建設業、運輸業等	資本金3億円以下 又は従業員300人以下
卸売業	資本金1億円以下 又は従業員100人以下
サービス業	資本金5,000万円以下 又は従業員100人以下
小売業	資本金5,000万円以下 又は従業員50人以下

3 補助対象となる特許等

既に日本国特許庁に出願済みの特許、実用新案、意匠及び商標を活用して、海外展開を図るために外国へ出願する事業。ただし、交付決定日以降、令和3年2月12日までに外国特許庁への出願又は指定国への国内移行が完了するものに限りします。

【対象となる案件の具体例について】

A：特許

- ① 日本国特許庁に国内出願を完了しており、採択後、令和3年2月12日までに優先権を主張して外国特許庁に対して行う出願
- ② 受理官庁として日本国特許庁に対しPCT出願を完了している案件で、採択後、令和3年2月12日までに外国特許庁に対し国内移行を行う案件
- ③ PCT出願を、外国特許庁を受理官庁として出願しており、日本国特許庁への国内移行も完了している案件で、採択後、令和3年2月12日までに外国特許庁に対し国内移行を行う案件

B：実用新案

- ① 日本国特許庁に特許出願又は実用新案出願を完了した案件で、採択後、令和3年2月12日までに優先権を主張して外国特許庁に実用新案出願を行う案件
※ 実用新案に関しては、日本国特許庁に対する特許出願を基礎として優先権を主張して外国特許庁へ出願することもパリ条約上可能であるため、日本国に対する基礎出願は特許若しくは実用新案いずれの出願でも構いません。
- ② 受理官庁として日本国特許庁に対しPCT出願を完了している案件で、採択後、令和3年2月12日までに外国特許庁に対し国内移行を行う案件
- ③ PCT出願を、外国特許庁を受理官庁として出願しており、日本国特許庁への国内移行も完了している案件で、採択後、令和3年2月12日までに外国特許庁に対し国内移行を行う案件

C：意匠

- ① 日本国特許庁に意匠出願を完了している案件で、採択後、令和3年2月12日までに優先権を主張して外国特許庁に意匠出願を行う案件
意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（以下「ハーグ協定」という。）に基づき、外国特許庁への出願を行う案件（ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国とするものを含む。）

D：商標

- ① 日本国特許庁に商標出願若しくは商標登録を完了している案件で、採択後、令和3年2月12日までに外国特許庁に直接商標出願を行う案件（出願予定国での先行調査等で問題がなければ、出願にあたって優先権主張の有無は問いません。）
- ② 日本国特許庁に商標出願若しくは商標登録を完了している案件で、採択後、令和3年2月12日までにマドプロ出願を行う案件
注：商標案件の場合は、日本国特許庁に行っている基礎出願をアルファベット表記又は現地語等に翻訳している案件も対象となります（基礎出願の訳語は基礎出願と同一内容とみなします。）。

□：冒認対策商標について

昨今、日本の地名のみならず、地域ブランドや企業ブランド等が、海外で第三者によって抜け駆け出願されるといった冒認出願問題が深刻化しています。本事業では、「日本において既に出願又は登録済みの商標に関する第三者による抜け駆け出願」を冒認出願、その対策を目的とした外国への商標出願を「冒認対策商標」とします。通常の出願では外国での事業展開計画を求めますが、冒

認対策商標では事前に外国において適時の商標出願をしておくこと自体が将来の事業展開に向けて重要であることから、冒認出願対策の意思の確認のみで出願可とします。

4 補助対象期間

補助金交付決定日から令和3年2月12日までに実施する事業部分を補助対象とします。

5 補助対象経費

経費区分	内 容
外国特許庁への出願手数料	外国特許庁への出願に要する経費
現地代理人経費	外国特許庁に出願するための現地代理人に要する経費
国内代理人経費	外国特許庁に出願するための国内代理人に要する経費
翻訳経費	外国特許庁に出願するための翻訳に要する経費

※1 複数国への外国特許出願等に要する経費も補助対象となります。出願時期は、交付決定日から令和3年2月12日の範囲内であれば時期が異なっても問題ありません。

※2 共同出願の場合は、出願に関する中小企業者等の持ち分比率に応じた経費のみが補助対象となります。ただし、持分割合と負担割合のうち低い方の割合に応じた補助となります。

※3 外国語翻訳料は弁理士に委託しない場合も補助対象となります。

※4 補助対象経費のうち、交付決定日から令和3年2月12日までに、支出が完了した経費が補助対象となります。交付決定日以前に要した経費は、補助対象となりません。

※5 日本国内における消費税及び地方消費税は補助対象外となります。

※6 日本国特許庁への出願に関する経費、PCT出願に要する経費等は対象外となります。

例えば、国内出願費用、日本国特許庁へのPCT出願費用（国際出願手数料、国際調査手数料、送付手数料、優先権証明願、予備審査手数料、日本国特許庁への国内移行手数料等）、日本国特許庁への国際商標登録出願の手数料、前述の費用に係る弁理士費用等は対象となりません。

※7 特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（PCT国際出願を同国の国内段階に移行する方法）の場合には、PCT国際出願時に日本国を指定締約国として含まなければこの補助金の対象となりません。

6 補助率及び補助限度額

補助率 補助対象経費の1/2以内

補助額 1企業に対する1会計年度内の上限額：300万円

案件ごとの上限額：特許150万円

実用新案・意匠・商標60万円

冒認対策商標30万円

※上記金額は、消費税及び地方消費税を除きます。

※補助金額は、審査結果等により申請額を減額して交付決定することがあります。

7 選考方法等

企業の選定にあたっては、審査委員会で以下の事項を中心に審査して決定します。

- (1) 先行技術調査等の結果からみて、外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないと判断される出願であること。

(2) 次のいずれかに該当する中小企業者等であること。

- ・助成を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に当該権利を活用した事業展開を計画している中小企業者等
- ・助成を希望する商標登録出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有している中小企業者等

(3) 産業財産権に係る外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること

企業の選定にあたっては、審査委員会で選考のうえ、令和2年7月下旬頃に決定し、公表する予定です。なお、審査の経過や内容に関するお問い合わせには、お答えできませんのでご了承願います。

8 申請期間、申請方法等について

(1) 申請受付期間：令和2年5月20日（水）から6月19日（金）午後5時まで（必着）

(2) 受付期限後の申請書類の追加修正はお受けできません。

(3) 申請に際しては、申請書（様式第1号）及び必要書類を添えて持参又は郵送により、センターに1部提出してください。なお、申請書類は返却いたしません。

(4) 申請書等は、下記、センターのホームページからダウンロードできます。

ホームページアドレス URL <https://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2020052001/index.asp>

9 補助金の交付時期

補助金の交付時期は、事業完了後になります。

10 事業の流れについて

具体的な事業の流れは次のとおりです。

【手順】

- ① 協力承諾書により中小企業者等と弁理士等間で協力関係を構築
- ② 中小企業等からセンターへ補助金を申請
- ③ センターが採択企業に対し交付決定
<弁理士等が外国出願>
- ④ 弁理士等が現地代理人からの請求書に基づき、外国出願経費を支払い
- ⑤ 弁理士等が中小企業者等へ外国出願経費を請求
- ⑥ 中小企業者等が請求書に基づき外国出願経費を弁理士等に支払い
- ⑦ 中小企業者等がセンターへ実績報告書等を提供
- ⑧ センターが実績報告書等の確認により、中小企業者等へ支払う補助金額を確定
- ⑨ 額の確定後、中小企業者等がセンターへ補助金請求書を提出
- ⑩ センターが補助金請求書に基づき補助金(外国出願経費の1/2以内)を支払い

11 実績報告書の提出等について

(1) 事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は令和3年2月19日までのいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。その際、出願の詳細が分かる書類の写し、経費の支出根拠となる書類の写しを提出していただきます。

(2) 実績報告書及び添付書類について、書類審査及び必要に応じて現地調査を行います。その結果、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、交付すべき補

助金の額を確定し通知書をもって通知します。補助の対象外である特許出願等と認められた場合、事業の対象外経費が含まれていた場合、出願の詳細が分かる書類及び経費の支出根拠となる書類に不備が認められた場合は、補助額の全額又は一部が対象外となります。

(3) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存していただきます。(国が実施する会計検査の対象となります。)

(4) 補助が行われた外国特許出願等について外国特許庁からの査定があった場合は、速やかに査定状況に関する報告書を提出していただきます。

12 その他

(1) 交付決定の条件不履行や補助金の目的外使用、虚偽申請等の不正事由、国の実施要領に定める暴力団排除に関する誓約事項への違反行為が発覚した場合等は、交付決定を取り消すことがあります。既に補助金の支払いが行われている場合は返還義務が生じます。

(2) 本事業により支援を得て、外国出願を行った中小企業者等については、名称、所在地、交付の決定を受けた出願種別等について外部公表することがありますので、予めご了承ください。

【お問合せ先・申請書提出先】

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター 経営支援部 取引課

〒500-8505

岐阜市藪田南五丁目14番53号 OKBふれあい会館10階

電話：058-277-1092 FAX：058-273-5961

E-mail: gaikoku@gpc-gifu.or.jp